

北播磨総合医療センター企業団職員の被服の貸与に関する規程

〔平成25年4月1日〕
〔企業管理規程第11号〕

改正 平成31年4月1日 企業管理規程第2号

令和4年10月1日 企業管理規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団に勤務する職員(以下「職員」という。)に対する被服等の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(被服等の貸与)

第2条 被服等の貸与を受けることができる職員の範囲、貸与品目及び数量は、別表のとおりとする。ただし、特別の事由があるものについては、この限りでない。

(貸与品の取扱い)

第3条 被服等の貸与を受けた職員は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 貸与品は、執務中着用しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。
- (2) 貸与品は、譲渡し、交換し、又は私用に供してはならない。
- (3) 貸与品は、常に適切な注意をもって使用し、又は保管しなければならない。

(紛失などの届出)

第4条 紛失、損傷その他の事由により貸与品を使用することが困難となった場合は、速やかに貸与被服紛失・損傷届(様式第1号)を所属長を経て企業長に届け出なければならない。

(貸与品の交換)

第5条 勤務中やむを得ない事由又は不可抗力等により、貸与品が損傷し使用不可と認められる場合には、交換することができる。

(弁償)

第6条 自己の怠慢や不注意により、貸与品を紛失し、又は毀損したときは、その原価に基づいて相当する金額を弁償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(貸与品の返還)

第7条 貸与された者が退職又は配置替等により、貸与品の着用を必要としない事由が生じたときは、直ちに貸与品を返還しなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、被服等の貸与に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年10月1日企業管理規程第13号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

職員の範囲	貸与品目	数量
医師、歯科医師	上衣（ケーシー）	各貸与品目を併せて10以内
	上衣（スクラブ）	
	パンツ	
	診察衣	
	ブレザー	
薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、管理栄養士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士、看護師（診療支援部）	上衣（ケーシー）	各貸与品目を併せて8以内
	上衣（スクラブ）	
	パンツ	
	ブレザー	
助産師、看護師、准看護師	上衣（チュニック）※女性に限る	各貸与品目を併せて10以内
	上衣（スクラブ）	
	パンツ	
	カーディガン	1
看護補助員、薬剤補助員	上衣	5
	パンツ	5
	カーディガン	1
事務職	女子ベスト	2
	女子スカート	2
	夏用作業服（上衣、パンツ）	3
	冬用作業服（上衣、パンツ）	3
	防寒コート	1

備考 助産師、看護師及び准看護師で女性の者については、上衣（チュニック又はスクラブ）とパンツのセットに変えてワンピースを選択することができる。